○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。

イ　事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ　事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ　事業場においてその事業の実施を統括管理する者

第四十五条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）及び学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令（平成二十八年文部科学省令第十号）の施行に伴い、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十八号中「第二項第五号」を「第二項第六号」に、「第百七十七条第五号」を「第百七十七条第六号」に改め、同条第三十号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第四項第五号、第九条第二項及び第五項並びに第十一条第二項、第三項及び第七項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「公表」を「公表等」に改め、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）」を「法」に、「基づき法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）の進捗状況を公表する」を「基づく都道府県医療費適正化計画の進捗状況の公表並びに同条第二項の規定に基づく都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果の公表を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、法第十一条第三項の規定に基づき都道府県医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果を厚生労働大臣に報告するに当たっては、当該計画の期間の終了する日の属する年度の六月末日までにするものとする。

第一条を第一条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

（全国医療費適正化計画の医療に要する費用の見込みの算定方法）

第一条　全国医療費適正化計画（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、全ての都道府県医療費適正化計画（法第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みの総額を基礎として算定するものとする。

（都道府県医療費適正化計画の医療に要する費用の見込みの算定方法）

第一条の二　都道府県医療費適正化計画の当該計画の期間における医療に要する費用の見込みは、医療費適正化基本方針（法第八条第一項に規定する医療費適正化基本方針をいう。）に従って算定するものとする。

（法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項）

第一条の三　法第九条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報

二　法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報

三　医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報

四　その他必要な事項

第二条の見出し中「公表」を「公表等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に、「第十一条第二項」を「第十一条第六項」に改め、「（法第八条第一項に規定する全国医療費適正化計画をいう。以下同じ。）」を削り、「公表」の下に「並びに同条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が行う全国医療費適正化計画の進捗状況に関する調査及び分析の結果の公表」を加える。

第三条第一項中「に掲げる目標」を「の目標」に、「に掲げる施策」を「の施策」に改め、同条第二項中「基づき」を「基づき、」に改め、同条第三項中「第一条」を「第一条の四第一項」に改める。

第四条第三項中「第一条」を「第一条の四第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一項を加える。

2　被接種者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、それぞれ当該各号に定める者が長期間にわたり当該被接種者の保護者と連絡をとることができないことその他の事由により当該被接種者の保護者の同意の有無を確認することができないとき（保護者のあるときに限る。）は、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれ当該各号に定める者が前項の同意をすることができる。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下この号において「里親等」という。）に委託されている場合　当該里親等